

ON COMPASS 投資一任契約書および契約締結前交付書面改定のお知らせ

いつも ON COMPASS をご利用いただき、ありがとうございます。

ON COMPASS では、2020年11月30日付けで下記のとおり「投資一任契約書 兼 契約締結時交付書面」および「投資一任契約書 契約締結前交付書面」を改定します。

<「投資一任契約書 兼 契約締結時交付書面」主要改定内容>

1. 運用戦略入替の定義を新設。運用戦略の記載変更

【該当条項】

・第2条第9項

(新設) 運用戦略入替 甲が、乙の資産計画コンサルティングツールを用いて運用戦略の見直しを行い、乙が組入れ投資信託の入替を行うこと。

・第17条第7項

(新設) 甲の意向を反映して乙が決定する運用戦略に基づき、乙が組入れ投資信託の入替えを行う場合は、運用戦略の変更申込日の翌月11日の3営業日前を目途に投資判断・運用を行います。

・第17条第8項

(変更前) 第17条第7項

スポット追加投資と一部解約は同時に受け付けできません。また、スポット追加投資、一部解約いずれかの変更契約締結後、あるいは乙が決定する運用戦略に基づき乙が組入れ投資信託の入替えを行う場合は、それらの取引が完了するまで(最後の取引の運用開始日の2営業日後まで)、次のスポット追加投資の変更契約、一部解約の変更契約、運用戦略の変更の受け付けはできません。

(変更後) 第17条第8項

スポット追加投資と一部解約は同時に受け付けできません。また、運用戦略入替及び運用戦略入替と同時に変更契約を締結する場合は、それらの取引が完了するまで、次のスポット追加投資の変更契約、一部解約の変更契約、運用戦略の変更および本契約の第18条(1)の解約申込みの受け付けはできません。

2. 入金期限日を入金期日に呼称変更

【該当条項】

・第2条第33項、34項、35項(変更前条項)

・第2条第34項、35項、36項(変更後条項)

・第8条

・別紙「投資一任契約細則」当初投資金額入金期日、積立金額入金期日、将来追加投資金額入金期日

3. 当社の非営業日の定義を記載。

【該当条項】

・第2条第39項

(新設) 非営業日 土曜日、日曜日、祝日および金融商品取引所の休業日は、乙の非営業日とします。
本条第25項から36項の各日は、乙の非営業日を除きます。当該日が乙の非営業日の場合は、翌営業日とします。なお、祝日は「国民の祝日に関する法律」に則るものとし、当該法律の特例が発令された場合は特例に従うものとします。

4. 休日・祝日を非営業日に呼称変更。

【該当条項】

- ・第7条、第17条第4項、第5項、第6項、第18条第1項
- ・別紙「投資一任契約細則」 毎月積立の指定日、毎月積立終了予定日、引出開始予定日、引出の指定日、運用終了予定日

5. 口数指定を削除

【該当条項】

- ・第9条第2項、第3項、第10条第4項、第12条

<「投資一任契約書 契約締結前交付書面」改定内容>

1. 口数指定を削除

【該当条項】

- ・第9条第6項、第12条第4項

本件に関するお問合せ先

マネックス・アセットマネジメント株式会社 顧客サポートチーム

電話番号：03-6441-3964 受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

Email: info@on-compass.com